平成２２年（フ）第５１３号
長崎県長崎市西坂町６番13号、旧住所長崎県長崎市泉２丁目21番20号
破産者　宇土　洋行
1　決定年月日　平成23年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４０７４号
北海道江別市弥生町11番地の３　パナハイツ松庵Ｂ101号室
破産者　高橋　　巖
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０２１号
札幌市東区北丘珠５条３丁目４番20号
破産者　寺村　治之
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０２２号
札幌市東区北丘珠５条３丁目４番20号
破産者　寺村　節子
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０４４号
札幌市豊平区月寒西１条11丁目６番５号　エーアイコーポ月寒１号
破産者　樋口　政美
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７３０号
仙台市宮城野区中野字神明138番地、開始決定時の住所仙台市宮城野区出花１丁目14番地の６　レオパレス21出花第４―205
破産者　菅野ひとみ
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１７６５号
仙台市宮城野区中野字神明138番地、開始決定時の住所仙台市宮城野区出花１丁目14番地の６　レオパレス21出花第４―205
破産者　菅野　浩佳
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１９６０号
宮城県名取市増田１丁目１番９号
破産者　齋藤　　稔
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１９６１号
仙台市宮城野区鶴巻１丁目７番38号　オレンジフラットＥ31
破産者　須藤　　博
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４号
仙台市宮城野区小田原２丁目５番27号　東恵荘205
破産者　佐藤　容子（旧姓伊藤・大久保）
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４４号
山形市城西町３丁目16番１号　ウエストハイム101号、前住所東京都町田市野津田町3094番地49
破産者　會田　　孝
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２６６号
茨城県日立市大みか町４丁目１番６号、破産手続開始決定時の住所福島県郡山市虎丸町22番13号
破産者　佐藤　京子
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第２７４号
埼玉県越谷市宮本町２丁目95　ベルソードＨＥＩＳＥＩ―Ｉ―101号室、住民票上の住所埼玉県越谷市宮本町２丁目95番地　ベルソードヘイセイ―Ｉ―101
破産者　佐藤　浩士
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第６４号
福島県郡山市富久山町久保田字三御堂75番地の２　三御堂ハウス103号
破産者　佐藤　浩光
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第７２６号
川崎市幸区南加瀬４丁目１番35―302号　ドルチェ新川崎
破産者　市川　武司
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２６６号
長野県北安曇郡松川村632番地
破産者　榛葉　洋平
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１６０３号
名古屋市港区稲永１丁目８番12号　ボーティス302号
破産者　リ・ストアことクローバーこと　人見　正樹
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部